

令和2年

老岐市議会定例会3月会議議案

(令和2年3月2日提出分)

令和2年壱岐市議会定例会3月会議議案

- 議案第4号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第5号 壱岐市印鑑条例の一部改正について
- 議案第6号 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第13号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第15号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第16号 令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 2 1 号 令和 2 年度壱岐市一般会計予算

議案第 2 2 号 令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 2 年度壱岐市下水道事業特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算

議案第 2 7 号 令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算

議案第 2 8 号 令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算

議案第4号

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の変更について

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって、長崎県市町村総合事務組合から、長崎市を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和2年4月30日をもって長崎市が長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものである。

長崎県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合理約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する組合市町村

佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第13条～第16条関係）

組合の共同処理する事務と団体

第3条第1号に関する事務	佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
第3条第2号から第8号までに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合

附 則
この規約は、令和2年5月1日から施行する。

議案第5号

壱岐市印鑑条例の一部改正について

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例

壱岐市印鑑条例（平成16年壱岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第12条第2項中「、第4号又は第5号」を「又は第4号」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係る服務の宣誓に関する事項について定める必要があるため所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年壱岐市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「前条」を「前条第1項」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
(消防職員以外の職員)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

様式第2号(第2条関係)
(消防職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

議案第7号

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法、地方自治法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関し、所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が、当該子が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に次の3条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において

育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回

復したこと。

- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第6条の見出し中「係る」を「に係る」に改める。

第10条を次のように改める。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

をいう。以下同じ。) をしている職員が、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第18条の規定に基づく特別休暇のうち任命権者が定めるものを始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該特別休暇又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が、当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該

育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第11条中「壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）」を「勤務時間条例」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第18条の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）を与えられている職員又は勤務時間条例第20条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間

を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤が厳格化されたため、所要の改正を行うものである。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2第5項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分			報酬の額（円）		費用弁償
1	教育委員会	委員	月額	25,000	
2	選挙管理委員会	委員長	日額	6,500	
		委員	日額	6,100	
3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000	
		委員（識見）	月額	74,000	
		委員（議選）	月額	46,000	
4	農業委員会	会長	月額	40,000	
		職務代理者	月額	33,000	
		委員	月額	30,000	
		農地利用最適化推進委員	月額	10,000	
5	固定資産評価審査委員会		日額	6,000	
6	選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる額（投票時間を繰上げ又は繰下		
7	投票所及び共通投票所の投票管理者				
8	期日前投票所の投票管理者				
9	開票管理者				
10	投票所及び共通投票所の投票				

	立会人		げする投票所について		
1 1	期日前投票所の投票立会人		は予算の範囲内で市長		
1 2	開票立会人		が別に定める額)		
1 3	選挙立会人				
1 4	情報公開審査会	委員長	日額	18,000	長崎県情報 公開審査会 委員の旅費 規程を準用
		委員	日額	15,000	
1 5	地域審議会委員		日額	5,700	長崎市職員 等の旅費に 関する条例 に規定する 一般職員の 旅費
1 6	行政改革推進委員		日額	5,700	
1 7	特別職報酬等審 議会	会長	日額	6,100	
		委員	日額	5,700	
1 8	交通安全対策会議委員		日額	5,700	
1 9	消防組織審議会	会長	日額	6,100	
		委員	日額	5,700	
2 0	防災会議委員		日額	5,700	
2 1	国民保護協議会委員		日額	5,700	
2 2	公民館運営審議 会	会長	日額	6,100	
		委員	日額	5,700	
2 3	固定資産評価員		日額	10,000	
2 4	固定資産評価補助員		日額	10,000	
2 5	壱岐島開発総合 センター運営協 議会	会長	日額	6,100	
		委員	日額	5,700	
2 6	介護保険事業計画作成委員会 委員		日額	5,700	
2 7	障害支援区分認 定審査会委員	医師	日額	16,000	
		委員	日額	9,900	

28	民生委員推薦会委員	日額	5,700	
29	三島航路事業運営委員会	日額	5,700	
30	介護保険認定審査会委員	医師	日額	16,000
		委員	日額	9,900
31	国民健康保険運営協議会	会長	日額	6,100
		委員	日額	5,700
32	農業振興地域整備促進協議会委員	日額	5,700	
33	港湾・漁港整備促進委員会	日額	5,700	
34	住宅入居者委員会委員	日額	5,700	
35	都市計画審議会委員	日額	5,700	
36	社会教育委員	日額	5,700	
37	文化財保護審議会	会長	日額	6,100
		委員	日額	5,700
38	彦岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額	6,100
		委員	日額	5,700
39	スポーツ推進委員	日額	5,700	
40	奨学生選考委員	日額	5,700	
41	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700	
42	学校給食運営委員	日額	5,700	
43	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額	192,000	
44	前項以外の市内小中学校学校医	年額	128,000	
45	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校	年額	183,000	

	学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医		
4 6	前項以外の市内小中学校学校歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
4 7	学校薬剤師	年額	3 0, 0 0 0
4 8	幼稚園園長	年額	7 7, 0 0 0
4 9	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 0	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	4 2, 6 0 0
5 1	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
5 2	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	3 7, 3 0 0
5 3	幼稚園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
5 4	武生水保育所嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 5	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	4 2, 6 0 0
5 6	武生水保育所嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
5 7	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	3 7, 3 0 0
5 8	石田こども園嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 9	石田こども園嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
6 0	石田こども園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
6 1	生活保護嘱託医	月額	5 2, 0 0 0
6 2	生活保護嘱託精神科医	月額	3 3, 0 0 0
6 3	認知症地域支援嘱託医	月額	2 0, 0 0 0

64	産業医	年額	120,000
65	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改
正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条第12号、第6条第3項及び第4項、第8条、第9条第1項、第13条第1項及び第2項、第20条第5号、第36条第3項並びに第39条から第50条までを除く。）中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

題名を次のように改める。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条―第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第37条）

第2款 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）

附則

「第1章 総則」を「第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条中第24号を第27号とし、第19号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第18号を削り、同条第17号中「（特別区を含む。以下同じ。）」、「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」及び「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」を削り、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を削り、第13号を第18号とし、第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準

子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改め、同条第3項中「（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第2章の章名、同章第1節から第3節までの節名、第3章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第4条第1項中「この章」を「この節」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第2項中「子ども及び」を「子どもの数及び」に、「同号」を「法第19条第1項第1号」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「子ども及び」を「子どもの数及び」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「、支給認定」を「、法第20条第4項の規定による認定」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

第7条第2項中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第8条中「、支給認定保護者」を「、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認

定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「当該」に改める。

第12条の見出し中「特定」を削る。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第4項中「の各号」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）第13条第4項第3号イ(1)に掲げる額

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）内閣府令第13条第4項第3号イ(2)に掲げる額

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ」を「の

施設型給付費をいう。以下同じ」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第15条第2項中「定める」を「掲げる」に改める。

第17条中「努め、」の次に「当該」を加え、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「子どもの保護者」を「子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「子どもの保護者」を「子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第27条第3項中「子どもの保護者」を「子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第34条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第35条第2項中「子ども及び」を「子どもの数及び」に、「総数を」を「数を」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「同号」を「法第19条第1項第1号」に改め、「同項」を削り、「とする。」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定

員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第36条第2項中「子ども及び」を「子どもの数及び」に、「総数を」を「数を」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「就学前子ども」を「就学前子どもの数」に、「同号」を「法第19条第1項第1号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「同項第1号」を「法第19条第1項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改め、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「この章」を「この節」に、「1）の数を」を「1）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「とし」を削り、「第27条」

を「第28条」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「B型（同条）」を「B型（同省令第31条）」に改め、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「C型（同条）」を「C型（同省令第33条）」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第38条第1項中「事業の運営についての重要事項に関する規程」を「運営規程」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「子ども及び」を「子どもの数及び」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「同号」を「法第19条第1項第3号」に、「、支給認定」を「、法第20条第4項の規定による認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項に規定する場合には、」を「前項の」に、「同項に規定する選考の方法」を「同項の選考方法」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「当該」を削り、同条第4項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、「第42条に規定する」を削る。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定」を「満3歳未満保育認定」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、同項第2号中「をいう」

の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、同項を同条第9項とする。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項」を「（第37条第2項）に、「については」を「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「にあつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係

る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3

項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第46条中「規程」の次に「(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)」を加え、同条第5号を次のように改める。

- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第49条第2項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、

第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第50条の次に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子どもの数及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に、「総数を」を「数を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節におい

て同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子どもの数及び」に、「支給認定子ども（）」を「教育・保育給付認定子ども（）」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に、「総数を」を「数を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。本則に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28

条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則第6条中「(昭和23年厚生省令第63号。以下「厚生省令」という。)」を削る。

附則第7条及び第8条の規定中「厚生省令」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第9条中「厚生省令第33条第2項」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正により、所要の改正を行うものである。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例（平成27年壱岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を「法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年壱岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第12号

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市国民健康保険勝本診療所の閉院に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険直営診療所条例（平成16年壱岐市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 壱岐市国民健康保険湯本診療所
- (2) 位置 壱岐市勝本町布気触818番地10

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の壱岐市国民健康保険直営診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第13号

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

議案第14号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

沼津A辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）及び志原B辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和2年3月2日提出

壺岐市長 白 川 博 一

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 沼津A 辺地

(辺地の人口 512 人)

(辺地の面積 3.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町里触、新田触、小牧東触、小牧西触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町小牧東触260番地2

(3) 辺地度点数

219 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道黒崎線は、主要地方道郷ノ浦沼津勝本線から接続し、黒崎半島を縦断する周辺の新田触集落の住民にとって重要な路線である。また、黒崎半島は壱岐島内でも重要な観光施設である猿岩や多くの修学旅行、合宿等で利用されている体験型観光施設である壱岐出会いの村が存在し、近年、観光大型バスの往来が多くなっているが、現況幅員は5.0m程度しかなく、線形不良箇所が多く存在し、交通の安全を確保するためにも、整備をする必要がある。

市道上坂線は、有安触集落と沼津小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	550,000	385,000	165,000	161,000
道路	壱岐市	30,500	20,286	10,214	9,700
合計		580,500	405,286	175,214	170,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 芦辺浦 辺地

(辺地の人口 711 人)

(辺地の面積 0.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町芦辺浦

(2) 地域の中心の位置

芦辺町芦辺浦197番地

(3) 辺地度点数

197 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、漁業施設の整備及び水産振興諸対策の実施とともに、集落排水施設を中心とした生活基盤施設の整備を実施することにより、集落の生活環境の改善、環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、漁業及び漁村の健全な発展に資する。

芦辺地区第1分団の小型動力ポンプは、購入より15年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際機械の性能を発揮できない状態であるため更新の必要がある。

市道芦辺滝ノ上中央線は、芦辺浦集落と芦辺小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時の歩道の老朽化により、段差等の危険箇所が存在するため、早急な整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水処理のための施設	壱岐市	252,610	177,500	75,110	58,500
消防施設	壱岐市	2,151	0	2,151	2,000
道路	壱岐市	16,800	11,316	5,484	4,900
合計		271,561	188,816	82,745	65,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原B 辺地

(辺地の人口 427 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町平人触、釘山触、志原南触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町平人触55番地5

(3) 辺地度点数

185 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道井鯉坂線は、石田町池田集落から郷ノ浦町志原集落へと繋がる地元住民の生活にとって身近であり、交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第三者への被害が予想されることから、早急な対応が求められており、施設の延命化や機能強化を図る観点からも事業の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	7,500	5,037	2,463	2,300
合計			7,500	5,037	2,463	2,300

令和元年度

一般会計補正予算書
(第8号)

壱岐市

議案第15号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 784,500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,235,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 市税		2,182,981	1,090	2,184,071
	3 軽自動車税	129,952	1,090	131,042
10 地方交付税		9,260,517	61,622	9,322,139
	1 地方交付税	9,260,517	61,622	9,322,139
12 分担金及び負担金		234,530	△411	234,119
	2 負担金	213,783	△411	213,372
13 使用料及び手数料		433,276	△458	432,818
	1 使用料	217,288	△458	216,830
14 国庫支出金		2,597,130	△60,934	2,536,196
	1 国庫負担金	1,686,814	△45,226	1,641,588
	2 国庫補助金	904,985	△15,708	889,277
15 県支出金		2,519,750	△172,897	2,346,853
	1 県負担金	679,343	△4,242	675,101
	2 県補助金	1,711,360	△148,015	1,563,345
	3 県委託金	129,047	△20,640	108,407
16 財産収入		75,809	2,572	78,381
	2 財産売払収入	44,989	2,572	47,561
18 繰入金		3,378,237	△322,100	3,056,137
	1 基金繰入金	3,378,237	△322,100	3,056,137
20 諸収入		418,276	△22,284	395,992
	4 雑入	367,745	△22,284	345,461
21 市債		2,311,900	△270,700	2,041,200
	1 市債	2,311,900	△270,700	2,041,200
歳 入 合 計		25,019,500	△784,500	24,235,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		140,151	△650	139,501
	1 議会費	140,151	△650	139,501
2 総務費		4,562,452	△137,579	4,424,873
	1 総務管理費	4,217,051	△124,392	4,092,659
	2 徴税費	218,453	△6,670	211,783
	3 戸籍住民基本台帳費	59,330	998	60,328
	4 選挙費	38,196	△7,515	30,681
3 民生費		6,303,391	△144,834	6,158,557
	1 社会福祉費	3,656,666	△79,362	3,577,304
	2 児童福祉費	1,750,976	△40,472	1,710,504
	3 生活保護費	890,605	△25,000	865,605
4 衛生費		2,217,924	△95,162	2,122,762
	1 保健衛生費	1,289,422	△72,576	1,216,846
	2 清掃費	928,502	△22,586	905,916
5 農林水産業費		2,527,442	△161,020	2,366,422
	1 農業費	1,365,569	△68,421	1,297,148
	3 水産業費	1,113,681	△92,599	1,021,082
6 商工費		1,124,891	△139,289	985,602
	1 商工費	1,124,891	△139,289	985,602
7 土木費		1,568,964	65,980	1,634,944
	1 土木管理費	159,207	△1,000	158,207
	2 道路橋りょう費	738,734	91,441	830,175
	4 港湾費	53,325	815	54,140
	5 都市計画費	78,793	△12,000	66,793
	6 下水道費	141,101	△5,350	135,751
	7 住宅費	341,436	△7,926	333,510
8 消防費		821,428	△7,959	813,469
	1 消防費	821,428	△7,959	813,469
9 教育費		2,164,286	△93,299	2,070,987
	1 教育総務費	302,435	△5,770	296,665
	2 小学校費	469,430	△23,100	446,330
	3 中学校費	309,165	△7,320	301,845
	4 幼稚園費	203,984	△22,164	181,820
	5 社会教育費	552,759	△33,445	519,314
	6 保健体育費	122,459	△1,500	120,959
10 災害復旧費		341,955	△70,688	271,267
	1 農林水産施設災害復旧費	207,468	△988	206,480

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	
	2 公共土木施設災害復 旧費	134,487	△69,700	64,787	
歳	出	合計	25,019,500	△784,500	24,235,000

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理適正化事業	18,010
		第2堆肥センター管理費	5,363
	2 林業費	自然災害防止事業	4,500
6 商工費	1 商工費	壱岐島リブートプロジェクト事業	35,469
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持事業	19,000
		道路橋りょう新設改良事業	290,000
	4 港湾費	勝本港埋立事業	1,896
8 消防費	1 消防費	壱岐消防署郷ノ浦支署 庁舎非常用電源設備設置工事	9,004
		壱岐市耐震性貯水槽設置工事	15,961
9 教育費	2 小学校費	旧長島分校防風柵設置工事	3,700
		旧長島分校屋内運動場解体工事	10,884
		箱崎小学校グラウンド改修工事	18,500
	3 中学校費	旧沼津中学校屋内運動場解体工事	12,000
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	44,300
合 計			488,587

2. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
5 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	29,400	36,000
合		計	29,400	36,000

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
風民の郷指定管理委託料	令和2年度 ～ 令和4年度	20,100 千円	令和2年度	2,600 千円

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	386,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	353,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進事業)	525,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	360,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業債	365,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	377,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
土 木 債	198,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	189,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 債	83,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	83,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	2,182,981	1,090	2,184,071
10 地方交付税	9,260,517	61,622	9,322,139
12 分担金及び負担金	234,530	△411	234,119
13 使用料及び手数料	433,276	△458	432,818
14 国庫支出金	2,597,130	△60,934	2,536,196
15 県支出金	2,519,750	△172,897	2,346,853
16 財産収入	75,809	2,572	78,381
18 繰入金	3,378,237	△322,100	3,056,137
20 諸収入	418,276	△22,284	395,992
21 市債	2,311,900	△270,700	2,041,200
歳入合計	25,019,500	△784,500	24,235,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	140,151	△650	139,501
2 総務費	4,562,452	△137,579	4,424,873
3 民生費	6,303,391	△144,834	6,158,557
4 衛生費	2,217,924	△95,162	2,122,762
5 農林水産業費	2,527,442	△161,020	2,366,422
6 商工費	1,124,891	△139,289	985,602
7 土木費	1,568,964	65,980	1,634,944
8 消防費	821,428	△7,959	813,469
9 教育費	2,164,286	△93,299	2,070,987
10 災害復旧費	341,955	△70,688	271,267
歳 出 合 計	25,019,500	△784,500	24,235,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	△650
△66,038	△9,300	116,800	△179,041
△38,408	△31,400	△38,999	△36,027
△10,100	△14,300	△7,568	△63,194
△101,707	△90,800	912	30,575
△66,050	△24,700	△2,400	△46,139
65,038	16,600	△658	△15,000
0	△16,700	△700	9,441
△2,166	△41,200	△18,458	△31,475
△14,400	△58,900	0	2,612
△233,831	△270,700	48,929	△328,898

2. 歳入

1款 市税

3項 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
2 軽自動車税環境性能割	0	1,090	1,090
計	129,952	1,090	131,042

10款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	9,260,517	61,622	9,322,139
計	9,260,517	61,622	9,322,139

12款 分担金及び負担金

2項 負担金

2 農林水産業費負担金	3,564	△ 411	3,153
計	213,783	△ 411	213,372

13款 使用料及び手数料

1項 使用料

7 教育使用料	35,501	△ 458	35,043
計	217,288	△ 458	216,830

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,640,414	△ 30,826	1,609,588
2 災害復旧費国庫負担金	46,400	△ 14,400	32,000
計	1,686,814	△ 45,226	1,641,588

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	488,561	△ 67,594	420,967
2 民生費国庫補助金	122,253	△ 9,067	113,186

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	1,090	現年課税分 1,090

1 地方交付税	61,622	特別交付税 61,622

1 水産業費負担金	△ 411	水産施設解体費用負担金 △ 411

3 社会教育使用料	△ 400	沓岐文化ホール使用料 △ 400
4 保健体育使用料	△ 58	海洋センター使用料 △ 58

1 社会福祉費負担金	△ 4,602	特別障害者手当等給付費負担金 △ 4,602
2 児童福祉費負担金	△ 7,474	子どものための教育・保育給付費負担金 △ 7,474
3 生活保護費負担金	△ 18,750	生活保護費負担金 △ 18,750
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△ 14,400	公共土木施設災害復旧費負担金 △ 14,400

1 総務費補助金	△ 67,594	離島活性化交付金 △ 8,550
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金 △ 440
		通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 998
		地方創生推進交付金 △ 59,602
1 社会福祉費補助金	△ 10,858	障害者地域生活支援事業費補助金 △ 1,250

1市税 - 14国庫支出金

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費国庫補助金	31,019	△ 6,566	24,453
5 土木費国庫補助金	177,481	67,088	244,569
7 教育費国庫補助金	57,866	431	58,297
計	904,985	△ 15,708	889,277

15款 県支出金

1項 県負担金

2 民生費県負担金	587,495	△ 4,242	583,253
計	679,343	△ 4,242	675,101

15款 県支出金

2項 県補助金

1 総務費県補助金	322,194	△ 52,127	270,067
2 民生費県補助金	158,043	5,727	163,770
3 衛生費県補助金	74,448	△ 3,534	70,914
4 農林水産業費県補助金	1,003,093	△ 95,554	907,539

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		プレミアム付商品券事業費補助金	△ 8,000
		プレミアム付商品券事務費補助金	△ 1,608
2 児童福祉費補助金	1,791	子ども子育て支援交付金	1,791
1 保健衛生費補助金	△ 676	疾病予防対策事業費等補助金	△ 676
2 清掃費補助金	△ 5,890	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	△ 5,890
1 道路事業費補助金	64,284	社会資本整備総合交付金	64,284
2 住宅費補助金	2,804	社会資本整備総合交付金	8,804
		街なみ環境整備事業補助金	△ 6,000
1 小学校費補助金	100	学校施設環境改善交付金	100
2 中学校費補助金	331	学校施設環境改善交付金	331

2 児童福祉費負担金	△ 3,737	子どものための教育・保育給付費負担金	△ 3,737
4 老人福祉費負担金	△ 505	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 505

1 総務費補助金	△ 52,127	離島留学生ホームステイ費補助金	△ 2,120
		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	△ 50,000
		集落維持対策推進事業補助金	△ 7
1 社会福祉費補助金	△ 625	障害者地域生活支援事業費補助金	△ 625
2 老人福祉費補助金	△ 675	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	△ 675
3 児童福祉費補助金	7,027	子ども子育て支援交付金	1,791
		子ども・子育て支援事業費補助金	5,236
2 清掃費補助金	△ 3,534	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	△ 3,534
1 農業費補助金	△ 35,631	環境保全型農業直接支払交付金	△ 1,754
		儲かるながさき水田経営育成支援事業補助金	△ 1,734
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	△ 3,002
		干害応急対策事業補助金	△ 2,765
		チャレンジ園芸1000億推進事業補助金	△ 11,192
		農業次世代人材投資事業補助金	△ 1,125
		農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金	△ 8,000

15款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 土木費県補助金	13,000	△ 2,050	10,950
7 教育費県補助金	56,220	△ 477	55,743
計	1,711,360	△ 148,015	1,563,345

15款 県支出金
3項 県委託金

1 総務費県委託金	78,745	△ 14,487	64,258
3 農林水産業費県委託金	10,930	△ 6,153	4,777
計	129,047	△ 20,640	108,407

16款 財産収入
2項 財産売払収入

2 物品売払収入	42,590	2,572	45,162
計	44,989	2,572	47,561

18款 繰入金
1項 基金繰入金

1 基金繰入金	3,378,237	△ 322,100	3,056,137
計	3,378,237	△ 322,100	3,056,137

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金 △ 363 農業委員会交付金及び補助金 △ 3,161 中山間地域等直接支払制度事業費補助金 △ 330 新構造改善加速化支援事業補助金 △ 2,205
3 水産業費補助金	△ 59,923	漁業就業者確保育成総合対策事業補助金 △ 3,700 離島漁業再生支援交付金 △ 47,223 新水産業経営力強化事業 △ 9,000
1 河川費補助金	△ 1,250	急傾斜地崩壊対策事業費補助金 △ 1,250
2 住宅費補助金	△ 800	長崎県3世代同居・近居促進事業補助金 △ 800
2 社会教育費補助金	△ 477	青少年劇場開催事業費補助金 △ 77 地域子ども教室推進事業費補助金 △ 400

3 選挙費委託金	△ 14,487	参議院議員通常選挙費委託金 △ 4,964 県議会議員選挙費委託金 △ 9,523
2 農業費委託金	△ 6,153	県営圃場整備事業委託金 △ 6,153

2 生産物売払収入	2,572	アワビ種苗売払収入 2,572

2 減債基金繰入金	△ 400,000	減債基金繰入金 △ 400,000
5 ふるさと応援基金繰入金	124,000	ふるさと応援基金繰入金 124,000
8 合併振興基金繰入金	△ 46,100	合併振興基金繰入金 △ 46,100

15県支出金 - 18繰入金

20款 諸収入
4項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2 雑入	363,584	△ 23,193	340,391
5 過年度収入	4,149	909	5,058
計	367,745	△ 22,284	345,461

21款 市債
1項 市債

2 過疎対策事業債	912,500	△ 198,600	713,900
6 土木債	198,000	△ 8,700	189,300
7 消防債	83,800	△ 1,000	82,800
8 農林水産業債	4,100	△ 3,500	600
9 災害復旧事業債	75,500	△ 58,900	16,600
計	2,311,900	△ 270,700	2,041,200

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 雑入	△ 23,193	プレミアム商品券事業	△ 32,000
		公営住宅火災共済助成金	△ 658
		後期高齢者医療制度特別対策補助金	△ 620
		離島対策事業協力助成金	32
		構成団体返還金	7,481
		受託事業収入	2,621
		農業者年金業務委託金 (手数料)	△ 49
1 国庫支出金	3,877	国庫支出金	3,877
2 県支出金	△ 2,968	県支出金	△ 2,968

1 過疎対策事業債	△ 198,600	過疎対策事業	△ 33,300
		過疎対策事業 (過疎地域自立促進事業)	△ 165,300
1 自然災害防止事業債	△ 22,500	自然災害防止事業	△ 22,500
2 公営住宅建設事業債	△ 9,800	公営住宅建設事業	△ 9,800
3 緊急自然災害防止対策事業債	23,600	緊急自然災害防止対策事業	23,600
1 緊急防災・減災事業債	△ 1,000	緊急防災・減災事業	△ 1,000
1 緊急自然災害防止対策事業債	△ 3,500	緊急自然災害防止対策事業	△ 3,500
1 単独災害復旧事業債	△ 55,300	公共土木施設等災害復旧事業 (単独)	△ 55,300
2 補助災害復旧事業債	△ 3,600	公共土木施設等災害復旧事業 (現年災補助)	△ 3,600

3. 歳出

1款 議会費

1項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 議会費	140,151	△650	139,501	0	0	0
計	140,151	△650	139,501	0	0	0

2款 総務費

1項 総務管理費

1 一般管理費	946,036	△27,900	918,136	△1,059	0	△41,500
5 財産管理費	510,681	△14,000	496,681	0	0	0
6 企画費	924,998	△22,492	902,506	△1,050	△9,300	158,300

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△650	9 旅費	△650	費用弁償 △650
△650			

14,659	3 職員手当等	2,600	時間外勤務手当 2,600
	4 共済費	210	社会保険料 嘱託職員分 210
	8 報償費	△528	謝礼金 △528
	13 委託料	△3,929	総務費委託料 集落支援員設置業務 △3,929
	19 負担金補助及び交付金	△26,253	総務費補助金 新たな地域コミュニティ準備補助金 △2,100 交付金 安全・安心のまちづくり交付金 △5,200 自治公民館運営費 △1,000 行政協力事務交付金 △4,700 まちづくり協議会モデル地区交付金 △13,253
△14,000	13 委託料	△6,000	システム保守 △2,000 監理業務 監理業務（事業用資産・建物） △4,000
	15 工事請負費	△7,000	施設改修工事 施設改修工事（事業用資産）
	18 備品購入費	△1,000	庁用器具費
△170,442	1 報酬	△3,200	嘱託職員報酬 △3,200
	4 共済費	△400	社会保険料 嘱託職員分 △400
	7 賃金	△1,394	労務雇賃金 △1,394
	9 旅費	△400	費用弁償 △400
	12 役務費	△8,000	広告料 △8,000
	13 委託料	△2,000	総務費委託料 ふるさと納税マーケティング事業 △2,000
	14 使用料及び賃借料	△400	宿舍借上料 △400

1議会費 - 2総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
7 情報管理費	852,061	0	852,061	△440	0	0
13 国境離島振興費	626,604	△60,000	566,604	△50,000	0	0
計	4,217,051	△124,392	4,092,659	△52,549	△9,300	116,800

2款 総務費

2項 徴税費

1 税務総務費	174,572	△3,735	170,837	605	0	0
2 賦課徴収費	43,881	△2,935	40,946	△605	0	0
計	218,453	△6,670	211,783	0	0	0

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	59,330	998	60,328	998	0	0
計	59,330	998	60,328	998	0	0

2款 総務費

4項 選挙費

3 長崎県議会議員選挙費	4,563	△4,056	507	△9,523	0	0
--------------	-------	--------	-----	--------	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	19 負担金補助及び交付金	△6,698	総務費補助金 生活バス路線等運行対策費 150 長崎県離島航空路線再生 △766 まちづくり市民力事業 △4,000 まち・ひと・しごと創生補助金 △2,082
440			(財源調整)
△10,000	19 負担金補助及び交付金	△60,000	商工費補助金 雇用機会拡充事業 △60,000
△179,343			

△4,340	3 職員手当等	△172	扶養手当 △52 児童手当 △120
	13 委託料	△1,663	標準宅地鑑定評価 △693 総務費委託料 固定資産客体把握業務 △970
	18 備品購入費	△1,900	機械器具費
△2,330	12 役務費	△940	郵便料 △940
	13 委託料	△1,000	不動産鑑定 △1,000
	19 負担金補助及び交付金	△995	交付金 自治公民館納税活動等交付金 △995
△6,670			

0	19 負担金補助及び交付金	998	負担金 地方公共団体情報システム機構負担金 998
0			

5,467	1 報酬	△2,144	嘱託職員報酬 △300 委員等報酬 選挙管理委員会委員報酬 △81
-------	------	--------	---

2総務費

2款 総務費
4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 参議院議員 選挙費	22,959	△3,459	19,500	△4,964	0	0
計	38,196	△7,515	30,681	△14,487	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明		
	区 分	金 額			
一般財源			非常勤職員等報酬 投開票管理者・立会人報酬 $\Delta 1,763$		
	3 職員手当等	$\Delta 150$	時間外勤務手当 $\Delta 60$ 管理職員特別勤務手当 $\Delta 90$		
	7 賃金	$\Delta 600$	事務雇賃金 $\Delta 600$		
	8 報償費	$\Delta 12$	謝礼金 $\Delta 12$		
	9 旅費	$\Delta 43$	普通旅費 $\Delta 43$		
	11 需用費	$\Delta 392$	消耗品費 $\Delta 100$		
			食糧費 $\Delta 142$		
			印刷製本費 $\Delta 50$		
			修繕料 $\Delta 100$		
	12 役務費	$\Delta 93$	郵便料 $\Delta 93$		
13 委託料	$\Delta 159$	掲示場設置作業 $\Delta 159$			
14 使用料及び賃借料	$\Delta 463$	船車借上料 $\Delta 210$			
		会場借上料 $\Delta 253$			
1,505	1 報酬	$\Delta 154$	委員等報酬 選挙管理委員会委員報酬 $\Delta 66$ 非常勤職員等報酬 投開票管理者・立会人報酬 $\Delta 88$		
			3 職員手当等	$\Delta 47$	管理職員特別勤務手当 $\Delta 47$
			7 賃金	$\Delta 440$	事務雇賃金 $\Delta 440$
	8 報償費	$\Delta 57$	謝礼金 $\Delta 57$		
	9 旅費	$\Delta 87$	普通旅費 $\Delta 87$		
	11 需用費	$\Delta 437$	消耗品費 $\Delta 53$		
			食糧費 $\Delta 11$		
			印刷製本費 $\Delta 191$		
			修繕料 $\Delta 182$		
	13 委託料	$\Delta 927$	掲示板作成業務 $\Delta 927$		
14 使用料及び賃借料	$\Delta 175$	船車借上料 $\Delta 58$			
		会場借上料 $\Delta 117$			
18 備品購入費	$\Delta 1,135$	機械器具費			
6,972					

2総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務費	1,546,212	△54,975	1,491,237	△16,085	△14,300	△32,000
2 社会福祉施設費	142,711	△410	142,301	0	0	0
3 老人福祉費	124,097	△4,694	119,403	0	△7,800	0
4 国民健康保険事業費	361,696	4,022	365,718	0	0	0
5 介護保険事業費	629,586	△23,780	605,806	△675	0	△9,000
6 老人福祉施設費	319,312	△3,800	315,512	0	0	0
7 後期高齢者医療費	533,052	4,275	537,327	△505	0	2,001
計	3,656,666	△79,362	3,577,304	△17,265	△22,100	△38,999

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	7,410	1 報酬	△3,500 嘱託職員報酬 △3,500
		4 共済費	△1,233 社会保険料 嘱託職員分 △900 臨時職員分 △333
		7 賃金	△1,272 事務雇賃金 △1,272
		12 役務費	△336 郵便料 △336
		13 委託料	△42,500 民生費委託料 障害者訪問入浴サービス事業 △2,500 プレミアム付商品券事業 △40,000
		20 扶助費	△6,134 障害児福祉手当 △340 特別障害者手当 △5,794
	△410	4 共済費	130 社会保険料 嘱託職員分 130
	15 工事請負費	△540 施設設備等改修工事	
3,106	20 扶助費	△4,694 養護老人ホーム措置費 △4,694	
4,022	28 繰出金	4,022 直営診療施設勘定繰出金 4,022	
△14,105	1 報酬	△1,000 嘱託職員報酬 △1,000	
	19 負担金補助及び交付金	△9,840 民生費補助金 介護人材確保対策事業 △2,780 キャリアアップ促進助成事業 △2,400 地域包括ケア人材確保支援事業 △3,760 離島サービス確保対策事業 △900	
	28 繰出金	△12,940 介護保険事業特別会計繰出金 △12,940	
	△3,800	1 報酬	△800 嘱託職員報酬 △800
	3 職員手当等	△1,000 夜間勤務手当 △1,000	
	4 共済費	△2,000 社会保険料 臨時職員分 △2,000	
2,779	7 賃金	△720 事務雇賃金 △720	
	11 需用費	△500 消耗品費 △500	
	13 委託料	3,696 健康診断 3,696	
	19 負担金補助及び交付金	2,472 後期高齢者医療費給付費 2,472	
	28 繰出金	△673 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 △673	
△998			

3民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	126,099	5,175	131,274	3,582	△9,300	0
2 児童措置費	918,198	△14,947	903,251	△11,211	0	0
4 保育所費	693,906	△30,700	663,206	5,236	0	0
計	1,750,976	△40,472	1,710,504	△2,393	△9,300	0

3款 民生費

3項 生活保護費

2 扶助費	782,627	△25,000	757,627	△18,750	0	0
計	890,605	△25,000	865,605	△18,750	0	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	609,124	△54,464	554,660	0	0	△7,000
2 予防費	80,357	△8,000	72,357	△676	△7,200	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
10,893	13 委託料	5,375	民生費委託料 放課後児童健全育成事業 5,375
	19 負担金補助及 び交付金	△200	民生費補助金 子育て支援事業等補助金 △200
△3,736	19 負担金補助及 び交付金	△14,947	負担金 小規模保育施設公定価格負担金 △14,947
△35,936	1 報酬	△22,500	嘱託職員報酬 △22,500
	2 給料	△800	一般職給 △800
	4 共済費	△7,400	一般職共済組合負担金 △400 社会保険料 嘱託職員分 △7,000
△28,779			

△6,250	20 扶助費	△25,000	生活扶助費 △15,000 医療扶助費 △10,000
△6,250			

△47,464	1 報酬	△2,500	嘱託職員報酬 △2,500
	4 共済費	△300	社会保険料 嘱託職員分 △300
	11 需用費	△190	消耗品費 △190
	13 委託料	△30,535	調査業務 △8,802 測量業務 △1,280 設計業務 △14,953 衛生費委託料 母子保健検診 △5,500
	17 公有財産購入 費	△19,439	土地購入費 △19,439
	19 負担金補助及 び交付金	△1,500	衛生費補助金 特定不妊治療費助成金 △1,500
	△124	13 委託料	△8,000

3民生費 - 4衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 環境衛生費	99,132	△11,061	88,071	0	△7,100	0
4 病院費	500,809	949	501,758	0	0	0
計	1,289,422	△72,576	1,216,846	△676	△14,300	△7,000

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	95,366	△1,964	93,402	0	0	△600
2 塵芥処理費	554,609	△4,563	550,046	0	0	32
3 し尿処理費	188,181	△1,200	186,981	0	0	0
4 合併処理浄化槽設置整備費	90,346	△14,859	75,487	△9,424	0	0
計	928,502	△22,586	905,916	△9,424	0	△568

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	46,233	△2,134	44,099	△3,161	0	△49
----------	--------	--------	--------	--------	---	-----

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			予防接種（定期接種分） △8,000
△3,961	13 委託料	△11,061	施設管理業務 △4,000 設計業務 設計業務（事業用資産・建物） △7,061
949	19 負担金補助及び交付金	949	負担金 長崎県病院企業団 949
△50,600			

△1,364	8 報償費	△595	報償金 リサイクル報償金 △595
	11 需用費	△634	印刷製本費 △634
	13 委託料	△735	水質検査 △735
△4,595	11 需用費	△1,500	消耗品費 △1,500
	13 委託料	△3,096	衛生費委託料 古紙類等資源化处理 △2,193 主要道路空き缶空き瓶等回収業務 △903
	19 負担金補助及び交付金	33	衛生費補助金 家電離島対策事業 33
△1,200	11 需用費	△700	光熱水費 △700
	13 委託料	△500	特殊設備保守管理 △500
△5,435	19 負担金補助及び交付金	△14,859	衛生費補助金 合併処理浄化槽設置整備事業 △14,859
△12,594			

1,076	1 報酬	△1,388	委員等報酬 農業委員会委員報酬 △808 非常勤職員等報酬 農地利用最適化推進委員報酬 △580		
			7 賃金	△93	労務雇賃金 △93
			12 役務費	△653	郵便料 △653

5款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 農業振興費	224,817	△43,159	181,658	△27,621	△19,300	0
4 畜産業費	457,644	△3,951	453,693	0	△24,600	0
5 農地費	533,181	△19,177	514,004	△11,002	△3,500	0
計	1,365,569	△68,421	1,297,148	△41,784	△47,400	△49

5款 農林水産業費
3項 水産業費

1 水産業総務費	134,499	△3,292	131,207	0	0	△411
----------	---------	--------	---------	---	---	------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
3,762	19 負担金補助及び交付金	△43,159	農林水産業費補助金 農地流動化奨励 △11,330 新構造改善加速化支援事業 △2,756 農地中間管理機構地域集積金補助金 △8,000 儲かるながさき水田経営育成支援事業 △2,085 担い手確保・経営強化支援事業 △3,002 農業次世代人材投資事業（経営開始型） △1,125 チャレンジ園芸1000億推進事業 △14,498 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 △363
20,649	18 備品購入費	△6,351	機械器具費
	19 負担金補助及び交付金	2,400	農林水産業費補助金 地域肉用牛振興対策事業 △3,000 地域肉用牛緊急増頭対策事業 6,400 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 △1,000
△4,675	13 委託料	△8,791	設計業務 設計業務（インフラ資産・工作物） △2,333 農林水産業費委託料 換地業務 △6,458
	19 負担金補助及び交付金	△10,386	負担金 県営海岸事業 △250 県営自然災害防止事業 △3,500 農林水産業費補助金 干害応急対策事業費補助金 △3,859 交付金 中山間地域等直接支払 △439 環境保全型農業直接支払交付金 △2,338
20,812			

△2,881	4 共済費	△1,917	社会保険料 臨時職員分 △1,917
	7 賃金	△554	労務雇賃金 △554
	15 工事請負費	△821	施設解体工事

5農林水産業費

5款 農林水産業費
3項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 水産業振興費	539,729	△80,542	459,187	△59,923	△40,500	1,372
4 漁港漁場整備費	323,699	0	323,699	0	△2,900	0
5 漁業集落環境整備費	79,892	△8,765	71,127	0	0	0
計	1,113,681	△92,599	1,021,082	△59,923	△43,400	961

6款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	137,668	△950	136,718	0	0	0
2 商工振興費	379,729	△11,400	368,329	△8,550	△3,800	0
4 観光費	574,809	△125,275	449,534	△57,500	△20,900	△2,400

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	8 報償費	△3,300	謝礼金 △3,300
	19 負担金補助及び交付金	△76,203	農林水産業費補助金
			2 1世紀漁業担い手確保推進事業 △4,500 漁業後継者対策事業 △1,200 漁業就業者確保育成総合対策事業 (受け皿づくり事業) △633 新水産業経営力強化事業 △13,500 交付金 離島漁業再生支援交付金 △56,370
25 積立金	△1,039	栽培漁業振興基金積立金 2,572 沿岸漁業振興基金積立金 △3,611	
2,900	13 委託料	△1,796	調査業務 △274 調査設計業務 調査設計業務(インフラ資産・工作物) △1,500 計画変更・更新業務 △22
			15 工事請負費
△8,765	28 繰出金	△8,765	下水道事業特別会計繰出金(漁業集落) △8,765
9,763			

△950	1 報酬	100	嘱託職員報酬 100
	2 給料	△650	一般職給 △650
	4 共済費	△400	一般職共済組合負担金 △400
950	19 負担金補助及び交付金	△11,400	商工費補助金 戦略産品輸送経費支援事業 △11,400
△44,475	13 委託料	△5,530	施設清掃業務 △1,618 設計監理業務 設計監理業務(事業用資産・建物) △970 設計監理業務(事業用資産・工作物) △1,185 計画策定業務 △904 商工費委託料 海水浴場管理 △505

5農林水産業費 - 6商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 福岡事務所費	31,155	△1,664	29,491	0	0	0
計	1,124,891	△139,289	985,602	△66,050	△24,700	△2,400

7款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	159,207	△1,000	158,207	0	0	0
計	159,207	△1,000	158,207	0	0	0

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

3 道路橋りょう新設改良費	531,303	91,441	622,744	64,284	25,300	0
計	738,734	91,441	830,175	64,284	25,300	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			海水浴場監視 △348
	15 工事請負費	△3,761	施設設備等整備工事 施設設備等解体撤去工事
	19 負担金補助及び交付金	△115,984	総務費補助金 まち・ひと・しごと創生補助金 △115,000 商工費補助金 老岐行き教育旅行推進事業 △984
	△1,664		
	1 報酬	△300	嘱託職員報酬 △300
	4 共済費	△200	社会保険料 嘱託職員分 △200
	7 賃金	△504	事務雇賃金 △504
	13 委託料	△660	ホームページ作成更新 △660
△46,139			

△1,000	1 報酬	△900	嘱託職員報酬 △900
	4 共済費	△100	社会保険料 嘱託職員分 △100
△1,000			

1,857	11 需用費	1,000	消耗品費 1,000
	13 委託料	△4,243	測量設計業務 測量設計業務（インフラ資産・工作物） △4,243
	15 工事請負費	101,780	インフラ等整備工事 道路改良工事（補助） 道路改良工事（起債）
	17 公有財産購入費	△3,880	土地購入費 土地購入費（インフラ資産） △3,880
	22 補償補填及び賠償金	△3,216	補償費 △3,295 水道管布設替補償費 79
1,857			

6商工費 - 7土木費

7款 土木費
3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 急傾斜地崩壊対策費	41,894	0	41,894	△1,250	1,100	0
計	56,368	0	56,368	△1,250	1,100	0

7款 土木費
4項 港湾費

1 港湾管理費	53,325	815	54,140	0	0	0
計	53,325	815	54,140	0	0	0

7款 土木費
5項 都市計画費

1 都市計画総務費	18,234	△12,000	6,234	△6,000	0	0
計	78,793	△12,000	66,793	△6,000	0	0

7款 土木費
6項 下水道費

1 公共下水道費	141,101	△5,350	135,751	0	0	0
計	141,101	△5,350	135,751	0	0	0

7款 土木費
7項 住宅費

1 住宅管理費	94,746	0	94,746	△740	0	△658
2 住宅建設費	246,690	△7,926	238,764	8,744	△9,800	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
150			(財源調整)
150			

815	19 負担金補助及び交付金	815	負担金 県営港湾整備事業	815
815				

△6,000	19 負担金補助及び交付金	△12,000	土木費補助金 街なみ環境整備事業	△12,000
△6,000				

△5,350	28 繰出金	△5,350	下水道事業特別会計繰出金（公共下水）	△5,350
△5,350				

1,398				
△6,870	13 委託料	△2,700	調査業務 地質調査	△200
			設計業務 設計業務（事業用資産・建物）	△1,900
			監理業務 監理業務（事業用資産・建物）	△600
	15 工事請負費	△5,226	施設設備等改修工事 公営住宅改修工事 施設解体工事 公営住宅解体工事	

7土木費

7款 土木費

7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	341,436	△7,926	333,510	8,004	△9,800	△658

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	524,371	△2,874	521,497	0	△11,800	0
3 消防施設費	153,845	△5,085	148,760	0	△4,900	△700
計	821,428	△7,959	813,469	0	△16,700	△700

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育指導費	58,584	△5,770	52,814	△2,120	0	△18,000
計	302,435	△5,770	296,665	△2,120	0	△18,000

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	373,250	△23,500	349,750	100	△40,700	0
2 教育振興費	96,180	400	96,580	0	0	0
計	469,430	△23,100	446,330	100	△40,700	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△5,472			

8,926	3 職員手当等	2,126	時間外勤務手当 500 夜間勤務手当 172 休日勤務手当 1,454
	13 委託料	△5,000	機械器具保守管理 △5,000
515	13 委託料	△864	設計監理業務 設計監理業務（事業用資産・工作物） △864
	15 工事請負費	306	施設整備工事 防火水槽新設工事 施設設備等改修工事 消防施設等改修工事 設備等解体工事
	18 備品購入費	△4,527	機械器具費 公用車購入費
9,441			

14,350	19 負担金補助及び交付金	△5,770	教育費補助金
			離島留学生ホームステイ費 △5,170 離島留学生移住支援費 △600
14,350			

17,100	13 委託料	△4,000	設計業務 △2,000 監理業務 監理業務（事業用資産・建物） △2,000
	15 工事請負費	△19,500	施設設備等改修工事
400	20 扶助費	400	要保護及び準要保護児童就学援助費 400
17,500			

7土木費 - 9教育費

9款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 学校管理費	252,635	△6,800	245,835	331	△1,000	0
2 教育振興費	56,530	△520	56,010	0	0	0
計	309,165	△7,320	301,845	331	△1,000	0

9款 教育費

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	203,984	△22,164	181,820	0	0	0
計	203,984	△22,164	181,820	0	0	0

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	60,388	△200	60,188	0	△900	0
2 青少年育成費	14,125	△254	13,871	△77	△6,300	0
3 生涯学習推進費	5,330	△600	4,730	△400	0	0
4 公民館費	201,677	△30,041	171,636	0	17,000	△400

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	13 委託料	△5,000	教育費委託料 スクールバス・ボート運行業務 △5,000
	15 工事請負費	△1,800	施設設備等改修工事
△520	20 扶助費	△520	要保護及び準要保護生徒就学援助費 △520
△6,651			

△22,164	1 報酬	△5,000	嘱託職員報酬 △5,000
	2 給料	△2,700	一般職給 △2,700
	3 職員手当等	△64	通勤手当 △64
	4 共済費	△3,400	公立学校共済組合負担金 △1,000 社会保険料 嘱託職員分 △800 臨時職員分 △1,600
	7 賃金	△11,000	教諭雇賃金 △11,000
	△22,164		

700	19 負担金補助及び交付金	△200	教育費補助金 市PTA連合会 △200
6,123	13 委託料	△100	教育費委託料 日本の宝「しま」交流支援事業 △100
	19 負担金補助及び交付金	△154	負担金 青少年劇場開催 △154
△200	13 委託料	△600	教育費委託料 地域子ども教室推進事業 △600
△46,641	1 報酬	△1,300	嘱託職員報酬 △1,300
	4 共済費	△600	社会保険料 嘱託職員分 △600
	13 委託料	△3,216	施設管理業務 △700 夜間警備業務 △750 空調設備保守管理 △844 特殊設備保守管理 △922

9教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
6 文化財保護費	246,909	△2,350	244,559	0	△8,400	0
計	552,759	△33,445	519,314	△477	1,400	△400

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	122,459	△1,500	120,959	0	△900	△58
計	122,459	△1,500	120,959	0	△900	△58

10款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地及び農業用施設災害復旧費	207,468	△988	206,480	0	0	0
計	207,468	△988	206,480	0	0	0

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	134,487	△69,700	64,787	△14,400	△58,900	0
計	134,487	△69,700	64,787	△14,400	△58,900	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	15 工事請負費	△24,925	施設改修工事 施設改修工事（事業用資産） 施設設備等改修工事
6,050	7 賃金	△600	労務雇賃金 △600
	11 需用費	△300	印刷製本費 △300
	13 委託料	△950	教育費委託料 原の辻遺跡文化遺産活用促進事業 △950
	14 使用料及び賃借料	△500	船車借上料 △500
△33,968			

△542	13 委託料	△1,000	設計業務 設計業務（事業用資産・建物） △1,000
	19 負担金補助及び交付金	△500	負担金 スポーツ合宿拠点づくり推進事業負担金 △500
△542			

△988	13 委託料	△988	調査業務 地質調査 △988
△988			

3,600	15 工事請負費	△69,700	災害復旧工事
3,600			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		24,192	3.40月分 7,884	2,181	34,257	6,085	40,342	
	議 員	15	55,928		3.40月分 18,202		74,130	20,134	94,264	
	その他	2,587	612,595				612,595	78,305	690,900	
	計	2,605	668,523	24,192	26,086	2,181	720,982	104,524	825,506	
補正前	長 等	3		24,192	3.35月分 7,884	2,181	34,257	6,085	40,342	
	議 員	15	55,928		3.35月分 18,202		74,130	20,134	94,264	
	その他	2,587	657,181				657,181	88,265	745,446	
	計	2,605	713,109	24,192	26,086	2,181	765,568	114,484	880,052	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他		△ 44,586				△ 44,586	△ 9,960	△ 54,546	
	計		△ 44,586				△ 44,586	△ 9,960	△ 54,546	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	395		1,453,166	1,025,796	2,478,962	494,366	2,973,328	
補正前	395		1,457,316	1,022,503	2,479,819	496,166	2,975,985	
比較			△ 4,150	3,293	△ 857	△ 1,800	△ 2,657	

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	59,290	12,289	19,814	29,713	97,098	2,324	787	6,380	18,886
補正前	59,342	12,289	19,878	29,713	94,058	2,324	924	7,208	17,432	30,924
比較	△ 52		△ 64		3,040		△ 137	△ 828	1,454	

区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当		職員手当合計
補正後	345,888	241,863	33,075	122,017	1,100	3,252	546	721		1,025,967
補正前	345,888	241,863	33,195	122,017	1,100	3,252	546	721		1,022,674
比較			△ 120							3,293

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 4,150	その他の増減分	△ 4,150	職員の異動等に伴う分 △ 4,150	
職員手当	3,293	その他の増減分	3,293	職員の異動等に伴う分 扶養手当 △ 52 通勤手当 △ 64 時間外勤務手当 3,040 管理職員特別勤務手当 △ 137 夜間勤務手当 △ 828 休日勤務手当 1,454 児童手当 △120	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	19,760,608	3,730,900	2,266,206	21,225,302
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	600	195,121	1,115,596
(5) 商工	42,600	61,700	36,800	448	98,052
(6) 土木	654,865	558,206	28,300	93,176	493,330
(7) 公営住宅	587,838	691,111	235,100	63,698	862,513
(8) 消防	3,300	64,800	82,800	0	147,600
(9) 教育	606,569	686,990	296,900	26,078	957,812
(10) 辺地	1,812,845	1,752,739	356,200	256,668	1,852,271
(11) 過疎	6,007,179	6,260,337	878,700	681,990	6,457,047
(12) 合併特例	8,635,890	8,206,855	1,815,500	932,633	9,089,722
2. 災害復旧債	286,769	444,207	155,600	28,098	571,709
(1) 補助	101,660	216,850	72,000	10,770	278,080
(2) 単独	185,109	227,357	83,600	17,328	293,629
3. その他	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,076,562	27,019,434	4,254,400	3,062,524	28,211,310